

陸前高田市下水道事業経営戦略

団 体 名 :	陸前高田市
事 業 名 :	公共下水道事業
策 定 日 :	平成 29 年 3 月
改 定 日 :	令和 6 年 12 月
計 画 期 間 :	平成 29 年度 ~ 令和 15年度

1. 事業概要

(1) 事業の概要

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 1 1 年度 (2 6 年目)	法適(全部・一部適用) 非適の区分	法適(全部適用) 令和 5 年 4 月 地方公営企業法全部適用
処理区域内人口密度	8.8人/ha (令和 5 年度末)	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1 処理区 (高田処理区)		
処 理 場 数	1 処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成 2 8 年度に下水道全体計画の見直しを行い、東日本大震災からの復興に伴う土地区画整理事業の整備に合わせた下水道施設の整備が完了したことから、新たな下水道区域の拡張は行わず、下水道処理区域外については、個人設置型の合併処理浄化槽の整備を推進していく方針としています。 また、令和 4 年度に策定した岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画を基に、広域・共同化について検討し、メリットのある分野から実施します。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	従量使用料制を採用し、使用水量が多いほど単価を高くする累進制を採用しています。 基本使用料： 10 m ³ まで 1,800 円 従量使用料： 10 m ³ を超え 20 m ³ まで 130 円 20 m ³ を超え 30 m ³ まで 140 円 30 m ³ を超え 40 m ³ まで 150 円 40 m ³ を超え 50 m ³ まで 160 円 50 m ³ を超え 100 m ³ まで 170 円 100 m ³ を超え 500 m ³ まで 180 円 500 m ³ を超え 1,000 m ³ まで 190 円 1000 m ³ を超えるもの 200 円		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当無		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	【浴場用】 基本使用料： 10 m ³ まで 1,800 円 従量使用料： 10 m ³ を超えるもの 80 円 【臨時用】 基本使用料： 10 m ³ まで 1,800 円 従量使用料： 10 m ³ を超えるもの 200 円		
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和 3 年度 3,410 円 令和 4 年度 3,410 円 令和 5 年度 3,410 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度 4,233 円 令和4年度 3,812 円 令和5年度 3,821 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20 m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道事業を担当する職員は、上下水道課長、課長補佐の2名のほか、下水道係に所属する職員4人の合計6人で、下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業に兼務して従事しており、一般会計で事務執行を行う合併処理浄化槽設置に係る事業等も兼務しています。 職員給与の予算措置については、下水道事業会計に3人(公共1人、農集1人、漁集1人)、一般会計に3人を置いています。
事業運営組織	令和3年度に、水道事業所(業務係、工務給水係)と建設部都市計画課下水道係を、建設部上下水道課(業務係、工務給水係、下水道係)に統合しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化センター維持管理、汚泥収集運搬、汚泥処理（焼却処分）等の業務を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当無
	ウ PPP・PFI	該当無
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	該当資産無
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	該当資産無

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

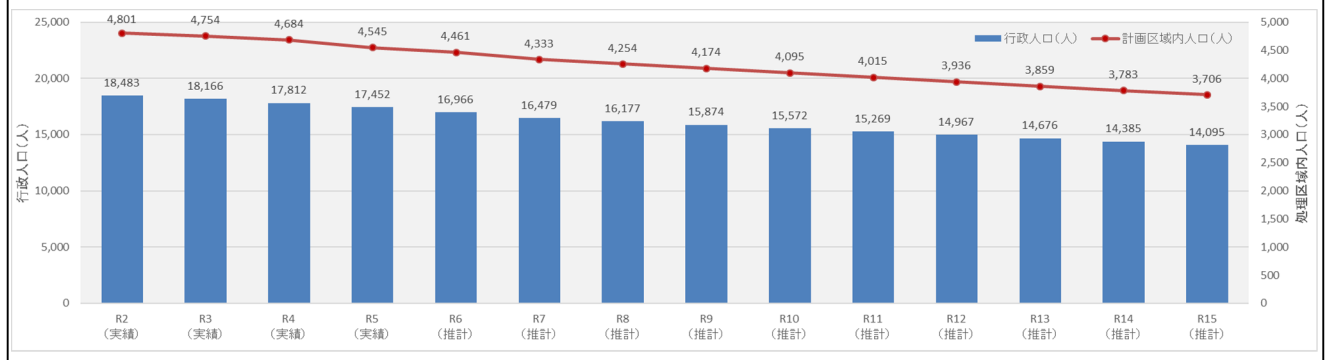
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和5年度に作成・公表した令和4年度「経営比較分析表」を添付しています。なお、令和4年度は地方公営企業法適用前であり、適用後の指標と算定方法が異なることがあります。法適用後の経営比較も毎年度実施し、別途公表を行います。

2. 将来の事業環境

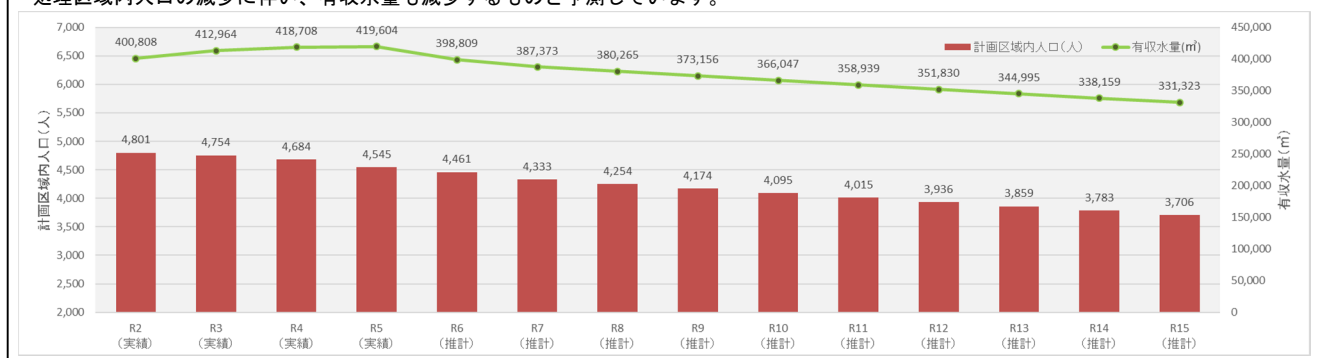
(1) 処理区域内人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来人口推計（令和5（2023）年推計）」から将来の行政人口を設定し、将来行政人口より、処理区域内人口の予測をしています。
将来の行政人口の減少が見込まれているため、処理区域内人口も減少する見込みです。



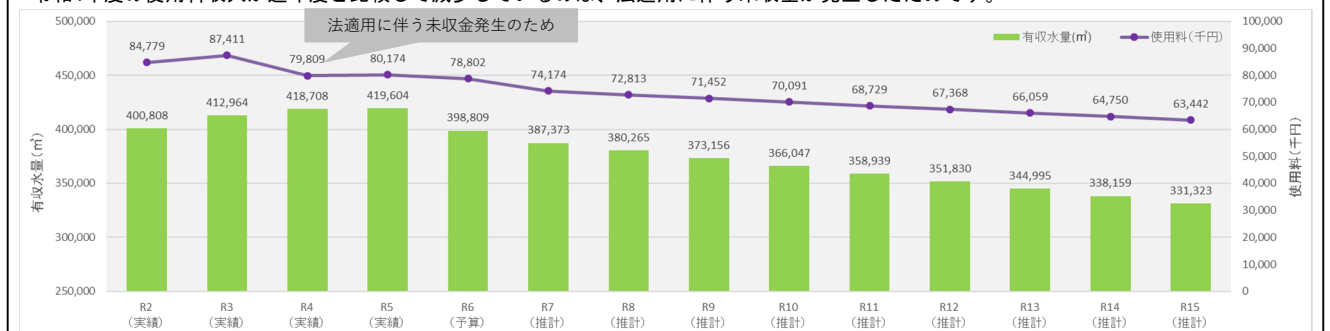
(2) 有収水量の予測

有収水量の予測は、有収水量の実績値に対して処理区域内人口の予測値（減少割合）を乗じることで算出しています。
処理区域内人口の減少に伴い、有収水量も減少するものと予測しています。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の見通しは、現在の使用料体系の基で、使用料収入の実績値に対して有収水量の予測値（増減割合）を乗じることで算出しています。
令和4年度の使用料収入が過年度と比較して減少しているのは、法適用に伴う未収金が発生したためです。



(4) 施設の見直し

今後の人口減少の実情、費用対効果や財政状況を踏まえ、新たな区域拡張の予定はありません。下水道施設は供用開始後26年を経過していますが、管渠等多くの施設は、東日本大震災後に再整備したものであり、更新が多くなる時期はまだまだ先となります。しかしながら、マンホールポンプや浄化センターの内部の機械電気設備については、耐用年数が比較的短いものがあることから、本計画期間では、長寿命化を図りつつ更新を行っていく予定です。

今後は、下水道施設全体のストックマネジメント計画を策定し、重要度や優先度を踏まえた上で更新時期を明確にし、財政状況を考慮しつつ長期的な視点で、施設の縮小や廃止も検討しながら効率的な施設更新を進めていきます。

(5) 組織の見直し

現体制は、建設部上下水道課下水道係に所属する6人体制となっており、下水道事業のほか、農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び個人設置型の浄化槽設置補助事業も兼務しています。上下水道課には、上水道を担当する業務係、工務給水係も存在していることから業務内容の連携を図り、経理事務の共同化などで効率的な人員配置を目指してまいります。また、技術職員の確保や経験不足は全国的にも課題となっていますが、本市においても同様であることから、近隣自治体との連携や民間の力を取り入れながら、組織体制強化を進めていきます。

3. 経営の基本方針

施策1 公共下水道施設の適正な維持管理

- ・処理施設、ポンプ施設の適正な運転と効率的な管理を実施します。
- ・管渠の事故防止のため、計画的な調査と維持管理を実施します。
- ・自然災害等の緊急時対応のため、下水道事業継続計画を更新します。

施策2 公共下水道事業の経営の安定

- ・下水道事業を持続的かつ安定的に経営していくため、経営健全化を図ります。
- ・一般会計からの基準外繰入金（補助金）を、令和5年度の当初予算額に対し、令和10年度までに20%削減を目指します。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち、投資についての説明

目 標	〔目標〕 現在稼働している管渠施設、ポンプ施設及び処理場施設の長寿命化を図るため、適切な時期に施設更新等を行い、施設修繕費用の削減を図り、汚水処理原価の上昇を抑制します。 〔目標指標〕 R9汚水処理原価：255.00円（R5：234.80円）
-----	---

○全体的な考え方

本市の公共下水道事業は、令和2年度の事業計画の変更をもって、下水道区域内の整備が完了しており、今後も事業区域を拡大する予定がないことから、今後は下水道区域内の整備済の施設・設備の更新及び修繕が主となります。東日本大震災後に復旧した施設は、完成後数年を経過したものであり、更新時期は数十年後となりますが、マンホールポンプや浄化センター内部の機械電気設備については、耐用年数が比較的小さいことから適切な時期の修繕、又は更新が必要となります。このような現状を適切に管理していくためストックマネジメント計画を策定し、設備の優先順位から更新時期を明確化し、投資の平準化を図ります。

○各項目の積算根拠

（建設改良費）法定耐用年数を基準に更新工事を実施するものとして計上しています。

なお、令和8年度からは浄化センターの耐震補強工事により、投資費用が増加する見込みです。

（減価償却費）現在施設における減価償却費に、今後の建設改良費に対応する事業費を加えて計上しています。

（企業償還金）現在の償還計画に、新たな建設改良費の財源として借り入れた企業償還金を加えて算定しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	〔目標〕 人口減少に伴い使用料収入が減少しますが、一般会計の繰入金を削減しながら収支の均衡を図り、経営の健全化を目指します。また、令和9年度時点で、経費回収率（維持管理費のみ）が100%を超えるよう、使用料体系の改定に向けた協議を行います。 〔目標指標〕 R9経費回収率（汚水処理費は、維持管理費のみとし資本費は含まない）：100%（R5：81.37%）
-----	--

○全体的な考え方

当事業における収益的収入の主な財源は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計繰入金となっています。使用料収入は、今後の人口減少により、現在の使用料体系では減収は避けられないものと想定していることから、使用料体系の見直しの協議を行い、経常収支比率と経費回収率（維持管理費のみ）の目標達成を目指します。また、一般会計繰入金は、国が示す繰出基準に基づく繰入れを基本としています。が、コスト削減を意識し費用の縮減を行っても収支均衡を図ると基準外の繰入れが必要となる状況であるため、下水道事業会計と一般会計の財政状況を踏まえつつ、繰入額の抑制を図らなければなりません。

資本的収入における主な財源は、国庫補助金と企業債となっています。国庫補助金は、社会資本整備総合交付金を活用し、建設改良費の財源として確保するとともに、企業債は、適償性のある建設改良費に国庫補助金の充当額を控除した額を充当し、据置なしで20年から30年償還を基本として借入れを行います。

○各項目の積算根拠

（使用料収入）将来人口を基に有収水量を推計し、令和8年度までは現在の料金体系を維持したままで積算しています。

令和9年度から経費回収率（維持管理費のみ）について、100%を超えるよう料金体系を見直すこととし積算しています。

（一般会計繰入金）独立採算が原則である下水道事業会計では、基準外繰入がなくなることが望まれているが、現状は困難なため、費用を縮減しながら、繰入金額も併せて縮減するよう積算しています。なお、令和5年度の繰入額に対し、令和10年度では20%以上減額するよう積算しています。

（国庫補助金）社会資本整備総合交付金として建設改良費の1/2を計上しています。

（企業債）特定収入を除いた額に下水道債を100%充当で計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○全体的な考え方 投資以外の経費としては、維持管理費と職員給与費を計上しております。また、汚泥の堆肥化などの直近の国の施策や方針については、収益性に不安があり、事業の継続性が不透明のため、利用者負担の増加につながると考えることから、経費として計上はしておりません。維持管理費は、委託料や動力費等は増加していくが見込まれますが、その発注内容を精査し、必要最低限の費用となるよう適切な発注に努めてまいります。 ○各項目の積算根拠 (維持管理費) 直近の維持管理費を基に、算定しております。なお、物価上昇、エネルギー関係経費の上昇については、将来予測が難しいことから、直近の水準により積算しております。 (職員給与費) 改定時点の体制と予算配置を継続することとして、積算しております。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	令和4年8月に策定された岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画に基づき、汚水処理費等の費用削減が見込まれる取組の導入を検討します。また、施設の最適化に関しては、費用対効果から新たな区画拡張は行わず、個人設置型の浄化槽の設置促進により水洗化を図ります。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画に基づき、投資の平準化に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	新たな官民連携方式である「ウォーターPPP」の理解を深め、導入に向けた検討を行います。
その他の取組	補助事業の活用、交付税措置による効果的な財源の確保に努めます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	将来的な人口の減少は避けられず、それに伴い使用料収入も減少することが予測される中、経常収支や経費回収率などの指標を基に、企業会計移行後5年（令和9年度）以内に使用料体系の見直しの検討を行います。なお、この検討では、市民をはじめとした利用者の意見を踏まえ、方針を決定します。
資産活用による収入増加の取組について	現時点で、収入増加につながる資産はありません。
その他の取組	補助事業の活用、交付税措置による効果的な財源の確保に努めます。 また、一般会計からの基準外繰入（補助金）について、企業会計適用時の令和5年度の金額を基準として、令和10年度までに20%の減額を目指します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	施設の維持管理は、現在も民間委託していますが、新たな官民連携方式である「ウォーターPPP」の理解を深め、事業の公共性と効率性を踏まえ、導入に向けた検討を行い、実施可能なものは令和9年度から実施します。
職員給与費に関する事項	本市の人事・給与制度によるところとします。
動力費に関する事項	省電力化ができる設備については、コストを比較しながら、効果があるものについては設備更新時に導入します。
薬品費に関する事項	施設維持管理業務の民間委託を継続していくこととし、その業務内容に薬品の購入を含め維持管理を実際に行う者が適切に判断して購入することを原則とします。なお、近隣市町との共同発注によりコスト削減が可能か検討します。
修繕費に関する事項	管渠施設に係る修繕費の計上は、点検結果と経営状況から検討します。また、浄化センターの修繕費の計上は施設の長寿命化を最優先で検討します。
委託費に関する事項	近隣市町村と共同委託できる業務内容及び委託期間を協議し、経費の削減、効率化を検討していきます。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など財源確保につながる取組について、費用対効果を踏まえ検討していきます。また、ホームページや広報誌などにより下水道の財政状況についてわかりやすい情報公開に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度の決算状況を基に現状を把握した上で5年ごとに経営戦略を見直すことで、本経営戦略の事後検証を行います。 なお、収支実績や投資・財政計画に係る目標指標の確認、分析も併せて実施し、使用料収入の改定についても随時検討を行います。
---------------------	--

年 度			前々年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分														
収益的収入	1. 営業収益	(A)		177,151	121,690	117,141	115,780	130,940	129,309	127,654	126,023	124,423	122,857	121,246
	(1) 料金収入			80,174	78,802	74,174	72,813	87,973	86,342	84,687	83,056	81,456	79,890	78,279
	(2) 受託工事収益	(B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他			96,977	42,888	42,967	42,967	42,967	42,967	42,967	42,967	42,967	42,967	42,967
	2. 営業外収益			747,978	733,897	670,881	635,981	614,024	593,069	554,299	495,908	455,100	436,188	409,419
	(1) 補助金			351,232	337,156	298,508	265,728	240,529	216,218	187,611	142,446	112,760	100,055	74,854
		他会計補助金		351,232	337,156	298,508	265,728	240,529	216,218	187,611	142,446	112,760	100,055	74,854
		その他補助金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入			396,741	396,741	372,373	370,253	373,495	376,851	366,688	353,462	342,340	336,133	334,565
	(3) その他			5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 入 計		(C)		925,129	855,587	788,022	751,761	744,964	722,378	681,953	621,931	579,523	559,045	530,665
収益的支出	1. 営業費用			564,545	562,167	538,151	537,676	541,190	544,826	533,746	520,355	510,740	506,156	506,226
	(1) 職員給与費			9,592	9,592	9,592	9,592	9,592	9,592	9,592	9,592	9,592	9,592	9,592
		基本給		5,202	5,202	5,202	5,202	5,202	5,202	5,202	5,202	5,202	5,202	5,202
		退職給付費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他		4,390	4,390	4,390	4,390	4,390	4,390	4,390	4,390	4,390	4,390	4,390
	(2) 経費			82,058	79,680	80,835	81,990	83,145	84,300	85,455	86,610	87,765	88,920	90,075
		動力費		21,626	26,870	27,004	27,138	27,272	27,406	27,540	27,674	27,808	27,942	28,076
		修繕費		8,772	7,990	8,150	8,310	8,470	8,630	8,790	8,950	9,110	9,270	9,430
		材料費		0	110	112	114	116	118	120	122	124	126	128
		その他		51,660	44,710	45,569	46,428	47,287	48,146	49,005	49,864	50,723	51,582	52,441
	(3) 減価償却費			472,895	472,895	447,724	446,094	448,453	450,934	438,699	424,153	413,383	407,644	406,559
	2. 営業外費用			47,202	41,539	35,894	31,439	29,976	28,674	27,163	25,449	22,860	20,753	18,850
	(1) 支払利息			47,202	41,539	35,894	31,439	29,976	28,674	27,163	25,449	22,860	20,753	18,850
	(2) その他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支 出 計		(D)		611,747	603,706	574,045	569,115	571,166	573,500	560,909	545,804	533,600	526,909	525,076
経常損益 (C)-(D)		(E)		313,382	251,881	213,977	182,646	173,798	148,878	121,044	76,127	45,923	32,136	5,589
特 別 利 益		(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 損 失		(G)		847	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
特別損益 (F)-(G)		(H)		△ 847	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)				312,535	251,781	213,877	182,546	173,698	148,778	120,944	76,027	45,823	32,036	5,489
繰越利益剰余金又は累積欠損金		(I)		0	312,535	564,316	778,193	960,739	1,134,436	1,283,215	1,404,159	1,480,185	1,526,008	1,558,045
流 動 資 産		(J)		283,162	300,974	295,517	307,231	322,645	331,834	335,044	326,932	319,710	313,114	307,057
		うち未収金		49,215	49,461	49,708	49,957	50,207	50,458	50,710	50,964	51,219	51,475	51,732
流 動 負 債		(K)		422,929	425,200	415,359	388,639	377,864	358,683	328,303	283,156	253,395	240,432	214,815
		うち建設改良費分		308,462	311,274	301,971	275,787	265,545	246,894	217,042	172,420	143,181	130,738	105,638
		うち一時金借入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		うち未払金		108,220	107,679	107,141	106,605	106,072	105,542	105,014	104,489	103,967	103,447	102,930
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額		(L)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B)		(M)		177,151	121,690	117,141	115,780	130,940	129,309	127,654	126,023	124,423	122,857	121,246
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額		(N)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(O)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(P)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法第22条により算定した資金不足比率 (N)/(P) × 100)				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

年 度			前々年度 （決算）	令和5年度 （決算見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
区 分															
資本的収入	1. 企業債		地 方 公 営 企 業 法 適 用 前	700	37,500	40,200	170,000	170,000	145,000	95,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
		うち資本費平準化債		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国（都道府県）補助金			35,000	33,500	31,500	150,000	150,000	125,000	75,000	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金			63,634	40,750	3,352	3,352	3,352	1,704	0	0	0	0	0	0
	9. その他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計（A）		99,334	111,750	75,052	323,352	323,352	271,704	170,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
		（A）のうち翌年度へ繰越される支出の財源充当額（B）		35,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純計（A）－（B）（C）		64,334	111,750	75,052	323,352	323,352	271,704	170,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	資本的支出	1. 建設改良費			2,088	77,516	78,000	320,000	320,000	270,000	170,000	20,000	20,000	20,000	20,000
		うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2. 企業債償還金			333,411	311,274	301,971	275,787	265,545	246,894	217,042	172,420	143,181	130,738	105,638		
3. 他会計長期借入金返還金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. 他会計への支出金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5. その他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計（D）	335,499	388,790	379,971	595,787	585,545	516,894	387,042	192,420	163,181	150,738	125,638	125,638		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額（D）－（C）（E）				271,165	277,040	304,919	272,435	262,193	245,190	217,042	172,420	143,181	130,738	105,638	
補填財源	1. 損益勘定留保資金		236,165	277,040	304,919	272,435	262,193	245,190	217,042	172,420	143,181	130,738	105,638	105,638	
	2. 利益剰余金処分額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金		35,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計（F）	271,165	277,040	304,919	272,435	262,193	245,190	217,042	172,420	143,181	130,738	105,638	105,638		
補填財源不足額（E）－（F）				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高（G）				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高（H）				2,317,559	2,046,597	1,791,126	1,685,339	1,589,794	1,487,900	1,365,858	1,213,438	1,090,257	979,519	893,881	
○他会計繰入金				（単位：千円）											
年 度				令和5年度 （決算見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
区 分															
収益的収支分				351,232	337,156	298,508	265,728	240,529	216,218	187,611	142,446	112,760	100,055	74,854	
	うち基準内繰入金			25,092	25,092	23,589	23,293	23,336	16,028	15,569	15,026	14,579	14,317	14,216	
	うち基準外繰入金			326,140	312,064	274,919	242,435	217,193	200,190	172,042	127,420	98,181	85,738	60,638	
資本的収支分				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち基準内繰入金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち基準外繰入金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計				351,232	337,156	298,508	265,728	240,529	216,218	187,611	142,446	112,760	100,055	74,854	

経営比較分析表（令和4年度決算）

岩手県 陸前高田市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	26.30	97.22	3,410

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
17,970	231.94	77.48
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
4,684	4.93	950.10

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和4年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ① 収益的収支比率
前年度と比較し4.81ポイント増の99.53%となっており、経営改善が図られているが、収入の多くは一般会計繰入金であることから更なる経営改善が必要である。
- ④ 企業債残高対事業規模比率
新規の建設事業が無く、新規の借入も抑制しているため、今後も企業債残高は減少していく見込みであり、類似団体より低くなっている。
- ⑤ 経費回収率
前年度までは、使用料収入で污水处理費をほぼ賄っていたが、職員給与費や、償還元金の繰上償還の増加により污水处理費が増加したため、前年から44.5ポイント減となった。
- ⑥ 污水处理原価
有収水量は前年度から若干の増となっているが、職員給与費や、償還元金の繰上償還の増加により污水处理費が増加したため、前年から134.3円の増加となった。
- ⑦ 施設利用率
災害復旧で、処理方法を変更したことで類似団体と比較し、施設利用率は高く、処理施設は適正となっている。
- ⑧ 水洗化率
津波被害からの下水道処理区域内の住宅再建が落ち着いたことで、区域内での水洗化率が大きく上昇することはなくなったが、今後も水洗化に係る啓発活動を行う。

2. 老朽化の状況について

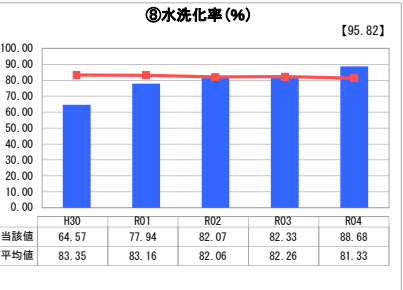
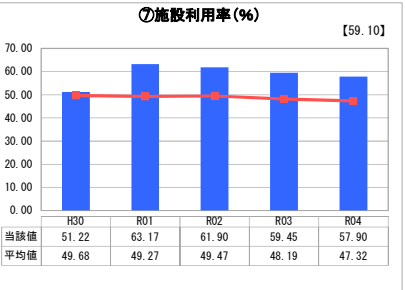
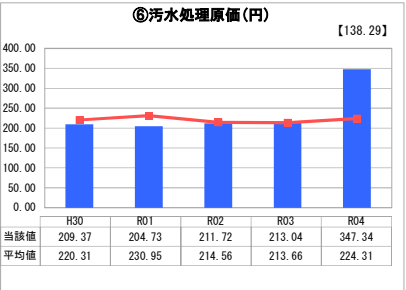
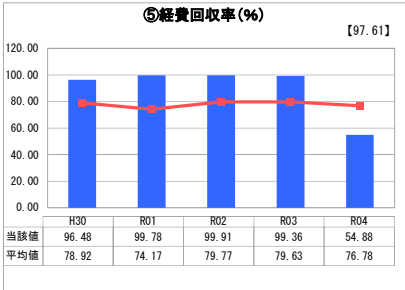
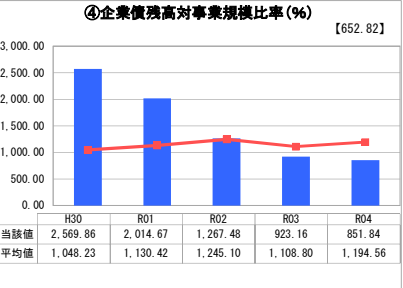
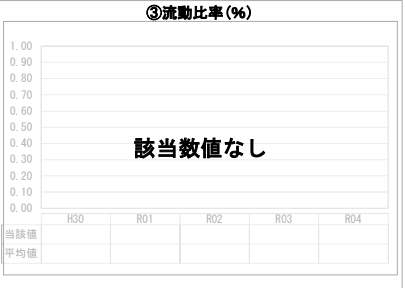
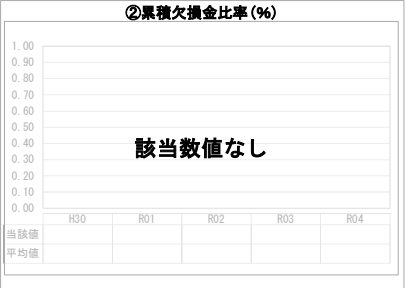
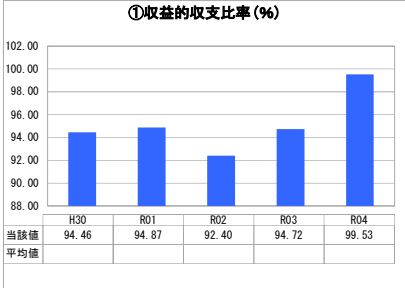
- ③ 管渠改善率
令和4年度は、前年度と同様に改良工事を行わなかったため0となった。
- 処理場と管渠は、津波被害からの復旧から間もないものが多く、老朽化に伴う更新は、数十年後の見込みだが、更新時期が重なり、多大な予算や財源が必要となることから、更新時期を適切に判断する必要がある。

全体総括

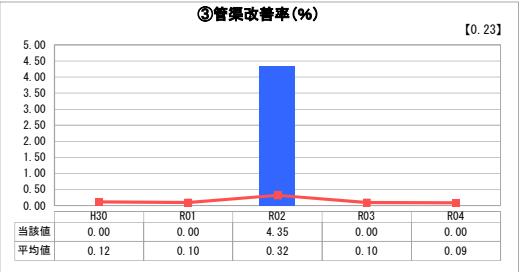
公共下水道の整備は、津波被害からの復旧を含め一段落したことから、今後は主に維持管理業務を行っていくことになる。今後も継続して安定したサービスを提供し、健全経営を続けていくためには、維持管理費や建設改良費に係る経費の削減はもとより、事業区域内の空き地への住宅建築や企業事業所の建設による使用料の増加や、既存住宅への接続促進等、水洗化率の向上の取り組みを行っていく。

なお、令和5年度からは、下水道事業に地方公営企業法を適用し、公営企業会計による会計処理を行っていくこととしている。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。